

## 第3節 富士山の古代祭祀とその背景

### —火山活動・災害と古代の神觀・祭祀—

笛生 衛（國學院大學）

#### 1. はじめに

富士山は、日本列島の中で最も高い山であると同時に、秀麗な山容から、古くから信仰の対象となってきた。しかし、その信仰の内容は一様ではない。中世以降、仏教や修驗道との結び付きは盛んになるが、古代には全く異なった信仰が展開していた。

神道考古学を提唱した大場磐雄氏は、日本の山岳に対する信仰を、「神奈備型」と「浅間型」の二類型に大別している。いずれも、山容が円錐形で美しく、神靈が籠る場所と想定するが、「神奈備型」は、奈良県桜井市の三輪山を典型例とし、里に近い形の良い山を信仰対象とする古墳時代以来の古い形とする。これに対し、「浅間型」は、その名からも分かるように、浅間つまり富士山や、日光男体山といった高山・火山を対象とする信仰で、高山という性格から、仏教の山林修行や修驗道との密接な関係を認めている（註1）。

では、富士山の信仰とは、この「浅間型」に見られるような、修驗道など山岳信仰と関連する形だけなのだろうか。古代の文献史料を見ると、決してそうではない。既に大場氏も指摘しているように、古代においては、むしろ活発な火山活動に対する祭祀や信仰を中心としている。そこで、ここでは、古代の富士山に対する祭祀・信仰について、特に火山活動との関連に焦点を当てて、文献史料と考古資料から考えてみようと思う。

#### 2. 文献史料に見る富士山の古代信仰

古代における富士山の神の存在、それへの信仰は、東国に唯一残る古風土記『常陸國風土記』で確認できる。

昔、神祖の尊、諸神たちのみ處に巡り行でまして、駿河の國福慈の岳に到りまし、卒に日暮に遇ひて、遇宿を請欲ひたまひき。此の時、福慈の神答へけらく、「新穂の初嘗して、家内諱忌せり。今日の間は、冀はくは許し堪へじ。」とまをしき。是に、神祖の尊、恨み泣きて誓告りたまひけらく、「即ち汝が親ぞ。何ぞ宿さまく欲りせぬ。汝が居める山は、生涯の極み、冬も夏も雪ふり霜おきて、冷寒重襲り、人民登らず、飲食な奠りそ。」とのりたまひき（註2）。

8世紀初頭のこの説話では、富士山の神「福慈の神」は、新穂の初嘗の日に、祖先神「神祖の尊」の宿りを断つたため、富士山を、冬も夏も雪・霜が降り人々が近付かない山として描いている。しかし、8世紀の末期から9世紀にかけて、富士山の火山活動が活発化すると、その細かな状況と、関連する祭祀の記録が正史等に度々残るようになる。主な記事をみてみよう。

- ・天応元年七月癸亥（七日）。駿河國言す。富士山の下とに灰を雨らす。灰の及ぶ所は、木葉彫縮すと。『続日本紀』（註3）
- ・延暦十九年六月癸酉（六日）。駿河國言す。去ぬる三月十四日より四月十八日まで、富士山の巔自ずから焼けぬ。晝は則ち烟氣暗暝にして、夜は則ち火光天を照らしき。其の聲雷の如く、灰の下ること雨の如し。山の下の川水は皆紅色なりきと。
- ・延暦廿一年正月乙丑（八日）。是日、勅すらく。駿河國言す。駿河國富士山、晝夜烜燎し、砂礫は霰の如しとてへり。之を卜筮に求むるに曰く。ここに疫さむと。宜しく兩國をして鎮謝を加へ、ならびに經を読み以て灾殃を攘はしむべしと。以上、『日本紀略』（註4）
- ・貞觀二年五月五日甲寅。駿河國言す。富士山の上に五色の雲見ゆと。
- ・貞觀六年七月十七日辛丑。甲斐國言す。駿河國富士大山、忽ちに暴火有り。崗巒を焼碎し、草木を焦煞す。土を鏽し石を流し、八代郡本栖、并に剣の両の水海を埋む。水熱くして湯の如く、魚鼈皆死に、百姓の居宅、海と共に埋れ、或いは宅有りて人無きもの、其の數記し難し。両の海より東にまた水海有り。名づけて河口の海と曰ふ。火焰赴きて河口の海に向ひき。本栖、剣等の海の未だ焼け埋れざるの前、地は大いに震動して

雷電暴雨あり、雲霧晦冥にして、山野弁ち難く、然る後に此の災異有りきと。

- ・貞觀六年八月五日己未。甲斐國司に下知して云ひけらく。駿河國富士山に火ありて、彼の國言上す。之れを蓍龜に決するに云はく、淺間名神の祢宜祝等、齋敬を勤めざるの致しし所なりと。仍りて応に鎮謝すべきの状、國に告知し訖んぬ。宜しく亦幣を奉りて解謝すべきなりと。
- ・貞觀七年十二月九日丙辰。勅して、甲斐國八代郡に淺間明神の祠を立てて官社に列ね、即ち祝祢宜を置き、時に隨いて祭を致さしめたまひき。是より先彼の國司言へらく、往年、八代郡に暴風大雨、雷電地震あり、雲霧杳冥して、山野を辨へ難く、駿河國の富士大山の西峯、忽ちに熾火有りて巖谷を焼き碎きき。今年、八代郡の擬大領無位伴直眞貞、託宣して云はく、我は淺間明神なり。此の國に齋き祭らるを得むと欲し、頃年、國吏の爲、凶咎を成し、百姓の病死を爲す。然るに、未だ曾て覺悟せず。仍りて此の恠を成せり。早く神社を定め、兼ねて祝祢宜を任じ、宜しく潔め奉祭るべしと。眞貞の身、或いは伸びて八尺ばかり、或いは屈みて二尺ばかり、體を變へて長短をなし、件等の詞を吐きき。國司、之を卜筮に求むるに、告ぐる所、託宣に同じかりき。是に於て明神の願に依り、眞貞をもって祝と爲し、同郡の人伴秋吉を祢宜と爲し、郡家以南に神宮を作り建て、且つ鎮謝せしめき。然りと雖も異火の變今に止まず。使者を遣りて検察せしむるに、剗の海を埋めること千許町、仰ぎて之を見るに、正中最頂に社宮を飾り造り、垣四隅に有り、丹青石を以て其の四面に立つ。石の高さ一丈八尺許、廣さ三尺、厚さ一尺餘なり。石の門を立つると相去ること一尺、中に一重の高閣有り。石を以て構り營み、彩色の美麗言ふに勝ふべからず。望請はくは、齋き祭り、兼ねて官社に預らんと。從したまひき。以上『日本三代実録』(註5)

これらの記事によると、富士山は天応元年（781）の噴火以降、延暦年間に末期と貞觀年に大規模な噴火を起こしており、それに伴う火山灰の降下や溶岩噴出は多くの被害をもたらした。このような火山の働きを、当時の人々は神の力の発動とみなして一定の方法に基づき祭祀を行っている。それは、卜占・託宣により神意を判定し、それに対して鎮謝・奉幣するというものである。『日本紀略』延暦21年（802）の記事に「卜筮に求む」「兩國をして鎮謝を加へ」とあり、その祭祀の形は既に9世紀初頭には確認できる。9世紀後半、『日本三代実録』貞觀6・7年（864・865）の記事も基本的に同じ脈略で、富士山の噴火活動を神の怒りによる神意発動とみなし、奉幣し祭祀を行い鎮謝するという形をとっている。これは、富士山の祭祀に限ったことではない。類似の事例を、出羽国大物忌神社・鳥海山と薩摩国開聞神・開聞岳で確認してみたい。

- ・貞觀十三年五月十六日辛酉、是より先、出羽國司言しけらく、從三位勲五等大物忌神社、飽海郡の山上に在り。巖石壁立し、人跡到ること稀に、夏冬雪を戴き、禿げて草木無し。去る四月八日、山上に火有りて土石を焼き、又聲有りて、雷の如く、山より出づる河は、泥水泛溢して其の色青黒く、臭氣充滿して人聞ぐに堪へず。死魚多く浮き、擁塞して流れず。兩の大蛇有り、長さ十丈ばかり、相流れ出でて海の口に入り、小蛇の隨ふ者、其の數を知らず。河に縁へる苗稼の、流れ損ふもの多く、或は濁水の臭氣に染み、朽ちて生たず。古者に聞くに、未だ嘗て此の如き異有らず。但し弘仁年中、山中に火見れ、其の後幾くならずして、兵杖の事ありきといふ。之を蓍龜に決するに、並びに、彼の國の名神禱りし所に未だ賽せず、又塚墓の骸骨、其の山水を汚ししに因り、是れに由りて怒を發して山を焼き、此の災異を致す。若し鎮謝せば、兵役有るべしと云ふと申しき。是の日、國宰に下知して、宿禱に賽し、舊骸を去り、并せて鎮謝の法を行はしめき。
- ・貞觀十六年七月二日戊子。地震りき。大宰府言しけらく、薩摩國從四位上開聞神の山頂に火有りて自ずから焼け、煙薰りて天に満ち、灰沙雨の如く、震動の聲百餘里に聞こえ、社に近き百姓震恐して精を失ふ。蓍龜に求むるに、神封戸を願ひ、及び神社を汙穢せるに仍りて此の祟を成すなりと。勅して封二十戸を奉りたまひき。以上『日本三代実録』(註6)

ここに見られる火山活動への対応は、基本的に富士山の場合と同じである。古代日本では、火山活動を神意の発動とみなし、卜占によりその原因となった神意を明らかにし、それに対処するために奉幣・祭祀を行うという流れが確認でき、律令政府は列島内の北から南まで、このような祭祀で火山活動に対処した。この祭祀構成は、古代における神の祟への対応と同じもので(註7)、火山活動とそれに伴う災害・異変を、神の怒り「祟」と考

えていたのである。9世紀後半、貞觀年間の富士山の火山活動と、それに対処した祭祀は、その最も細かな記録が残る典型例ということになる。

貞觀7年、富士山噴火を契機に官社となった「浅間明神の祠」は、富士河口湖の河口浅間神社の起源と伝えられるが、その鎮座地周辺は、富士山そのものよりも貞觀年間に噴火した富士山西麓の側火山を一望できる場所である（註8）。つまり、火山活動に対する祭祀は、神の力が発動した場所、噴火した地点を望む形で祭祀を実施していた可能性が高い。富士山西麓の貞觀の噴火口と河口浅間神社との位置関係は、それを如実に表わしているのではなかろうか。

では、このような祭祀の形は、上記の史料以外にも確認できるのか、また、それは何時ごろから行われていたのだろうか。次に考古資料をもとに検討してみよう。

### 3. 考古資料から見た火山活動の祭祀

#### (1) 天武天皇13年の造島記事と東京都大島町和泉浜遺跡C地点

まず、火山活動に対する祭祀について、文献史料と考古資料から言及できる例から見ていこう。

天武天皇十三年冬十月、壬申(十四日)、人定に逮りて、大いに地震る。国挙りて男女叫び唱ひて、不知東西ひぬ。則ち山崩れ河涌く。諸国の郡の官舎、及び百姓の倉屋、寺塔神社、破壊れし類、勝て數ふべからず。是に由りて、人民及び六畜、多に死傷はる。時に伊豫湯泉、没れて出でず。土左国の田苑五十餘萬頃、没れて海と為る。古老の曰く、「是の如く地動ること未だ曾より有らず」といふ。是の夕に、鳴る聲有りて鼓の如くありて、東方に聞ゆ。人有りて曰く、「伊豆嶋の西北、二面、自然に増益せること、三百餘丈。更一の嶋と為れり。則ち鼓の音の如くあるは、神の是の嶋を造る響なり」といふ。『日本書紀』（註9）

この記事は、四国で大規模地震が発生し多くの被害が生じ、地殻変動により広大な水田が陥没したのと時を置かずに、伊豆諸島周辺で火山活動が活発化したことを伝える。伊豆嶋の西北の海域で海中火山が噴火して新島が出現し、その火山・造島活動を神の仕業とする。この伊豆嶋が現在の伊豆大島とすれば（註10）、大島の西北海域で、7世紀後半の天武天皇13年（684）に大規模な火山活動があったことになる。

伊豆大島内で、この天武天皇13年の記事と関連すると考えられる祭祀遺跡が発掘調査で明らかになっている。東京都大島町に所在する和泉浜遺跡C地点である。この遺跡は、伊豆大島の北西海岸に立地しており、天武天皇13年に火山活動があったとされる海域を正面に望む場所である。

ここでは、昭和61年から平成7年にかけて、海洋信仰研究会・國學院大學考古学資料館が3次にわたり発掘調査を行い、東西10m、南北15mほどの範囲で第1～第5ブロックまで、5カ所の遺物集積を確認している（註11）。いずれのブロックからも、土師器・須恵器の他、鉄製刀剣類、鉄鏃が出土している。須恵器の多くは湖西産と考えられ、破碎された状態のものを含む。各ブロック中で第1と第4ブロックでは豊富な遺物が出土している。第1ブロックからは、須恵器杯類50点以上、土師器高盤2点・杯5点とともに、鉄製大刀・刀子片20点、鉄鏃19点、有孔短冊形金製品（金幣）2点、有孔短冊形銀製品（銀幣）2点、ガラス小玉1点が出土し、第4ブロックからは、須恵器杯類70点以上、土師器杯類8点・甕3点の他、鉄製直刀・刀子21点、鉄鏃29点、鉄矛1点、銅製六鈴鉾1点、銅製鈴1点、ガラス小玉28点・丸玉14点、石製紡錘車1点が出土した。また、第2ブロックでは、伝統的な滑石製の勾玉と丸玉が集中して出土している。

出土した須恵器の型式は、湖西窯編年の第Ⅲ期第2小期から第3小期後葉で、報告は7世紀後半から8世紀初頭までの年代を想定しており、7世紀後半、40年程の時間幅で祭祀が継続したと推定できる。また、多くの遺物が出土した第1ブロックの湖西産須恵器は、「660年代に製作されたものを含み、680年代に収まるように思われる」としている（註12）。

鉄製品には刀剣・鏃・鉢の武器類、刀子の工具があり、紡織具の紡錘車が含まれ、武器・工具に紡織具から推定できる布帛類が加わる供献品のセットを復元でき、5世紀以来の伝統的な幣帛のセットが供されていたと考えられる（註13）。伊豆大島の北西海岸で、多量の須恵器に神饌・神酒を盛り、鉄製品と布帛類を中心とした幣帛

を供えたと推定でき、祭祀の後、これらの品々を遺棄した形で、この遺跡は残ったと推定できる。特に、第1ブロックでは金・銀幣が加わっている。この金・銀幣は、祭祀遺跡から出土する例は極めて稀で、特に丁重な幣帛として捧げたものと考えられる。そうすると、これを含む第1ブロックの祭祀は、特別な意味を持っていたと推定できる。出土須恵器の年代は、660年代から680年代となり、天武天皇13年（681）を含む時期となる。この遺跡の西北海域で、火山活動が活発化し新島が出現した時期と一致する。海中火山が噴火し、新島が形成されつつある海域を望む海岸で、幣帛を捧げて祭祀を継続的に行っていたと考えられ、多数の鉄製武器・工具と布帛類に、金・銀の延板（金幣・銀幣）を加えた供献品の内容は、この火山活動に対する祭祀に朝廷が供与した、丁重な幣帛の具体的な内容を示していると言えよう。

## （2）榛名山の噴火と群馬県渋川市宮田諏訪原遺跡

火山活動を対象としたと考えられる祭祀の事例は、考古資料では、さらに年代を遡る。5世紀代の明確な事例として、群馬県渋川市宮田諏訪原遺跡がある（註14）。この遺跡は、赤城山の西麓、利根川上流域に面する標高250mほどの台地上に立地する。遺跡内では、複数の火山灰層を検出し、5世紀末期～6世紀初頭の榛名渋川火山灰（Hr-FA）で埋没した祭祀跡13カ所、6世紀中頃の榛名伊香保火山灰（Hr-FP）で埋没した祭祀跡6カ所を確認している。榛名渋川火山灰（Hr-FA）で埋没した祭祀遺構からは、TK23～TK47型式の須恵器が出土しており、5世紀後半から末期の時期に集中して祭祀を行ったと考えられる。

榛名渋川火山灰（Hr-FA）層直下の祭祀遺構の中で、I区1号祭祀跡からは最も豊富な遺物が出土している。鉄製品は74点が出土し、鎌、小札、刀子、U字形鋤先、曲刃鎌がある。蛇紋岩製石製模造品は166点が出土し、有孔円板、剣形、勾玉形の他、刀子形、斧形があり、これに白玉482点が加わる。さらに、銅製小形変形乳文鏡1面、碧玉製管玉3点も出土しており、初期須恵器の双耳杯、土師器の高杯・杯・甕、ミニチュア土器等、多量の土器類が伴っている。

I区1号祭祀跡の出土遺物は、5世紀代の祭祀遺跡の典型的な供献品、鉄製武器、農・工具に、小形銅鏡と小札から推定できる甲冑が加わる点に特徴があり、ここでも丁重な供献品（幣帛）を供えていると言える。その豊富な出土遺物と、榛名渋川火山灰（Hr-FA）で埋没したという層位から、I区1号祭祀跡で最も活発に祭祀を行った時期は、5世紀末期から6世紀初期までに限定できる。また、宮田諏訪原遺跡の西、利根川を挟み直線距離で26kmほどに二ツ岳の噴火口があり、I区1号祭祀跡の祭りの場からは、榛名山二ツ岳の火山活動を望むことができたと推測できる。つまり、祭祀の執行者は、榛名山二ツ岳の火山活動が活発化し溶岩ドームが成長する姿を望みながら、噴火の直前まで丁重な幣帛を供え祭祀を行っていたと考えられる。この祭祀は二ツ岳の噴火と降灰で一時中断する。その後、6世紀代に祭祀は再開するものの、6世紀中頃、再び榛名山が噴火、榛名伊香保火山灰（Hr-FP）で埋没し祭祀は終息する。宮田諏訪原遺跡では、5世紀から6世紀にかけて榛名山の火山活動に対処するため、その火山活動を望む場所で継続的に祭祀を行っていたのである。そして、そこで供えられた多量の鉄製品には、甲の小札、当時最新のU字形鋤先、曲刃鎌があり、大和王権が供与した品であった可能性が高いだろう。

## 4.まとめ—古代祭祀と火山災害—

以上、古代の富士山への信仰と火山活動への祭祀について、文献史料と考古資料から見てきた。9世紀後半、貞觀6年の富士山噴火では、噴火を神の怒りの発動、祟と見なし、浅間明神の祠を立て奉幣し官社に列するといった丁重な祭祀が行い、火山活動の沈静化を願った。

『日本三代実録』は、貞觀6年7月17日の富士山噴火を伝える記事の直後、7月25日条に以下の内容を含む勅を記している。

國家を鎮護し災害を消伏するは、尤も是れ神祇を敬ひ、祭禮を欽むの致す所なり。是の以に格制頻りに下り、警告懲懲なりき。今聞く、諸国の牧宰制旨を慎まずして、専ら神主禰宜祝等に任せ、神社を破損し祭禮を疎慢ならしめ、神明其れに由りて祟を發し、國家此れを以て災を招くと（註15）。

ここからは、災害を防ぐ上で神々への祭祀が最も重要であり、その執行には律令政府と地方国司は一定の責任を持つという考え方がある。9世紀代には存在していたことが窺える。そのために、災害が発生すれば、その原因となった神意を卜占で判定し、朝廷からの幣帛を捧げ丁重な祭祀を執行したのである。これと同じ構造は、7世紀後半の和泉浜遺跡C地点や5世紀後半の宮田諏訪原遺跡の祭祀でも窺える。和泉浜遺跡C地点の金・銀幣と鉄製武器・工具、宮田諏訪原遺跡の鉄製武器・武具、農・工具は、大和王権からの供与を推定でき、東国で発生した火山活動・災害に対しても、大和王権は幣帛を供与し、地方首長は祭祀を執行するという責務を負っていたと考えられる。結局、9世紀代に富士山などで確認できた、火山活動とそれに伴う災害に対処する祭祀の構造と系譜は、7世紀後半の和泉浜遺跡C地点や5世紀後半の宮田諏訪原遺跡の事例から、7世紀後半代、さらには5世紀後半まで遡及すると考えてよいだろう。

5世紀後半という時期は、大和王権の中で国家領域の意識が明確化した時期と考えられる。埼玉県行田市稻荷山古墳出土鉄劍銘の辛亥年はA.D.471年と考えられ、その銘文には「大王」と「治天下」の文字を刻んでいる(註16)。つまり、この段階には、大王が統治する天下という国家の領域意識が形成され始めていたと考えてよい。この国家領域内で発生する災害に対しても、大王は地方首長とともに一定の責任を負い、地方首長が執り行う祭祀に、大王(大和王権)は供献品(幣帛)を供与する構造が形成されていたのではなかろうか。少なくとも、火山活動とその災害に関しては宮田諏訪原遺跡の事例から、5世紀後半には、そのような祭祀の形が存在した可能性が高い。古代、富士の神、浅間明神は噴火を繰り返し、災害をもたらす崇る神としての側面を顕著に見せるが、それに対処する祭祀は、ここで見たように5世紀以来の伝統を背景としていたと言つてよいだろう。また、その信仰は、自然に恵まれる一方で、多くの自然災害も発生する日本列島で、人々が自然災害をどのように見て、いかに接してきたのかを如実に物語っていると言える。

続く10世紀以降、古代祭祀の形は大きく変容する(註17)。恐らく富士山に対する信仰も同様だったのだろう。山林修行の僧侶などが直接、富士山に分け入るようになり、13世紀には山頂の三島岳経塚が築かれ(註18)、富士山は新たな信仰の形態を築いていくことになるのである。

#### 註・参考文献

註1) 大場磐雄『祭祀遺跡』角川書店 1970

大場磐雄『まつり 考古学から探る日本古代の祭—<解説付新装版>』学生社 1996(1967版の再版)

註2) 秋本吉郎校注『日本古典文学大系 風土記』岩波書店 1958

註3) 新訂増補國史大系『續日本紀 後篇』の原漢文を筆者が読み下し。

註4) 新訂増補國史大系『日本紀略 第二(前篇下)』の原漢文を筆者が読み下し。

註5) 武田祐吉・佐藤謙三訳『読み下し 日本三代実録(上巻)清和天皇』戎光出版株式会社 2010

註6) 註5)同じ。

註7) 岡田莊司「天皇と神々の循環型祭祀体系—古代の祟神—」『神道宗教』第199・200号 神道宗教学会 2005

註8) 河口浅間神社の周辺では、奈良・平安時代の墨書き土器「川」や製塙土器を含む遺物が多数出土しており、古代官道の駅、「河口駅」と関連する遺跡である可能性が指摘されている。

杉本悠樹「富士河口湖町河口 西川遺跡の調査成果について(報告)」『山梨県考古学協会誌』第19号 2010

杉本悠樹「富士河口湖町西川遺跡出土の古代製塙土器について」『山梨県考古学協会誌』第20号 2011

註9) 坂本太郎・井上光貞他校注『日本古典文学大系 日本書紀 下』岩波書店 1965

註10) 註9)文献の頭注では、「伊豆大島か」としている。

註11) 國學院大學考古学資料館和泉浜遺跡C地点学術調査団「伊豆大島 和泉浜遺跡C地点—第2次・3次調査の概要—」『國學院大學考古学資料館紀要』第12輯 1996

註12) 註11)同じ。

註13) 笹生衛「古墳時代における祭具の再検討—千束台遺跡祭祀遺構の分析と鉄製品の評価を中心に—」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第2号 2010

註14)『宮田諏訪原遺跡I・II 平成13・14年度緊急地方道路整備(A)下久屋渋川線道路改良事業に係る埋蔵文化財調査報告書—榛名山噴火軽石・火山灰に埋没した古墳時代祭祀遺跡—』群馬県勢多郡赤城村教育委員会 2005

小林修「東国における古墳時代祭祀の一形態—宮田諏訪原遺跡I区1号祭祀跡の検証—」『日本考古学』第27号 日本考古学協会 2009

註 15) 註 5 に同じ。

註 16) 『埼玉稻荷山古墳』埼玉県教育委員会 1980

『埼玉稻荷山古墳辛亥銘鉄劍修理報告書』埼玉県教育委員会 1982

註 17) 岡田莊司編『日本神道史』吉川弘文館 2010

註 18) 関秀夫編『経塚—関東とその周辺』東京国立博物館 1988